

# 土壤汚染対策法施行規則

## 別表第五（第三十一条第二項関係）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌一キログラムにつきカドミウム四十五ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	土壌一キログラムにつき六価クロム二百五十ミリグラム以下であること。
シアン化合物	土壌一キログラムにつき遊離シアン五十ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	土壌一キログラムにつき水銀十五ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	土壌一キログラムにつきセレン百五十ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	土壌一キログラムにつき鉛百五十ミリグラム以下であること。
ひ 砒素及びその化合物	ひ 土壌一キログラムにつき砒素百五十ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌一キログラムにつきふっ素四千ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌一キログラムにつきほう素四千ミリグラム以下であること。

e-Gov法令検索（土壤汚染対策法施行規則）を基に2021年5月10日に加工・制作